

配置技術者の雇用関係要件の緩和の試行について

公共工事に専任で配置する配置技術者（主任技術者又は監理技術者）については、建設工事の適正な施工を確保するため、所属建設会社との間に3か月以上の恒常的な雇用関係を求めています。本市では、一日も早い復旧・復興を目指し、市内企業の受注機会の拡大及び技術者の雇用の促進を図るため、配置技術者の雇用関係要件の緩和措置を下記のとおり試行します。

◎緩和措置の内容

下記条件を満たす場合に限り、専任で配置が必要な配置技術者について、入札日（開札日）の前日から、引き続き当該入札参加者と直接的な雇用関係にある者

◎対象工事

災害復旧・復興工事

◎対象金額

請負代金額 **3,500万円**（建築一式工事 **7,000万円**）以上の建設工事

◎緩和に当たっての条件

- （1）公共職業安定所（ハローワーク）を通じた新規雇用に限定します。
- （2）提出資料
 - ア ハローワークが発行する紹介状
 - イ 入札参加者と配置技術者の直接的な雇用関係を確認できる書類

◎実施期間

平成28年6月1日から当分の間、入札公告又は指名通知する建設工事

※お問い合わせ先※

総務部管財課契約グループ

電話0225-95-1111（内4083、4084、4085）